

## タクシン政権とタイにおける民主主義

山 本 博 史

### 目 次

はじめに

#### 第1節 民主化運動の歩み

1. 立憲革命と学生革命
2. 共産主義運動の終焉
3. 軍の政治的地位の後退, 「半葉の民主主義」と「残虐の5月」事件

#### 第2節 タクシン政権と既得権層の対立

1. タクシン政権
2. タクシン排除
3. 2006年9月クーデター後の政局

#### 第3節 王制と民主主義

1. 王制, 憲法, 裁判所
2. 王制と不敬罪

終わりに

### はじめに

2006年タクシン政権に対するクーデターが成功してからすでに10年近くが経過した。その間タイ政治では、民主主義の基本原則が通用しない事態が進行し、選挙で選ばれた政府が理不尽な権力の介入で潰されてきた。言論を自由に発言することが困難になり、立憲君主制枠組みが以前にもまして機能不全に陥っている。最大の問題は1997年憲法で政党政治を監視するため権限を高めた司法の運用にある。司法が特定層の利権保護に使われ、タイの現体制を批判する保守派の意図に反する言行が、王制批判として不敬罪に問われる状況がタイの現状である。日本の社会も同様であるが、既得権益に対抗するさまざまな変更は大きな抵抗に遭遇する。しかしタイの現状はなりふり構わぬ剛腕でもって法体系の原理原則すら歪めており、厳しい言論統制にいたたまれない知識人の海外への逃避すら引き起こしている。

冷戦構造が終結した今、欧米諸国はその民主主義的価値を犠牲にして独裁的体制を容認する余地は狭まっている。2014年5月のクーデターで軍政を敷き後に首相に就任したプラユット政権に対する欧米の外交政策は、冷戦時のクーデターで政権を奪取したタイ軍政に対する対応と大きく異なっている。EUはタイに長らく与えていた一般特惠関税制度（GSP）を2015年から延長

せず廃止した。表向きの理由はタイの経済的地位がGSP供与国の要件を満たさなくなったというものであるが、軍政復帰に対するペナルティーの色彩が強いと、多くの識者が分析している。アメリカも2015年からGSPの供与を見直すそぶりをみせている。プラユットは欧米首脳と会談することができず、2年近くたっても外交関係の改善はほとんどみられない。

欧米は経済制裁を科すことは見合わせているが、タイの民主化のさらなる後退はタイ社会の混乱を引き起こし、軍政が強硬な鎮圧策を継続すれば、欧米が経済制裁に進む可能性すら否定できない。タイ国内で東南アジア最大の産業集積をFDI（外国直接投資）によって作りあげた日本にとっても、無関心ではいられないのがタイ民主化後退の問題である。そのような事態に陥れば、タイ経済は貿易に依存する比率（貿易依存率）が105%（2014年）であり、日本の33%の3倍と高いのでビジネス上の大きな損失をもたらすことも考えられる。

## 第1節 民主化運動の歩み

2006年9月以降のタイの政治経済状況を理解するため、歴史的なタイの社会構造や農民層の社会的立ち位置を確認する。

### 1. 立憲革命と学生革命

19世紀末になると植民地化の危機のもとラーマ5世（チュラーロンコーン大王）が上からの近代化であるチャクリー改革を進め、タイは独立を維持して中央集権国家になった。タイでは、このチャクリー改革はラーマ5世の英知で、タイを植民地化の危機から救ったとされる史観が定着しているが、チャクリー王家による地方支配と王権の伸長の過程でもあり、ある意味広義のタイ系諸部族の領域の争奪戦を、植民地勢力と劣位に演じたという見解もある（トンチャイ2003）。こうして出来上がった近代タイは、古い構造が温存された。クンナーンと呼ばれた貴族層が、近代化された制度に入ってカーラーチャカーン（官吏、文字通り訳せば国王の下僕）となり、王族とともに支配層を形成した。王族のなかにも官僚となったものも多かった。タイ封建制（サクディナー制）下と同様に農民の従属的な被支配関係は変化しなかった。チャクリー王家の絶対王制としての権力構造が大きく変化したのは1932年の立憲革命であった。憲法は主権が国民にあることを明記し、王権が大幅に制限された。体制は絶対王制から立憲君主制に変更されたが、革命に成功した文武官僚は人民党を結成し独裁的支配を開始したことから、農民を含め一般大衆の政治権利拡大に関しては、実質としては大きな進歩はなかった。人民党は絶対王制期中級の官僚で構成されていたが、内部で権力闘争があり第2次世界大戦後の混乱を経て軍を中心に武官が政治的な実権を握った。1973年10月の学生革命まで選挙が行われた時期もあるが、軍が気に入らないとクーデターで政権を崩壊させたため、政治の実質的な決定権を握っていたのは軍であったといえる。リグズの官僚政体論はこの時期のタイの政治体制を分析する枠組みで、タイの研究者の間では長く理論枠組みとして使用された（Riggs 1966）。官僚政体論は中間層など

官僚層に対抗する勢力が存在しないモデルで、当時のタイ社会の分析には適していた。第2次世界大戦後、特に1957年にクーデターで政権を奪取したサリット政権期以降、注目されるタイ社会の変化は王制の変容であった。サリット司令官が国民統合のシンボルとして国王を政治的に利用し、国王もそれに応える形で国民を慈悲深く愛する国父として国民と広く接するようになっていった。立憲革命以降影響力が低下するばかりであった王制は、タイ国民の間で尊敬すべき対象、神聖にして侵さざる者へと変化した。王権の復権は実際には1947年のクーデターで始まっていたが、サリット政権でより明確な形となった。

サリットの死後も軍による支配は続いたが、1973年10月タイ立憲史上の大きな政治的転換が学生革命によってもたらされた。その政権交代で、国王が学生側に立ち、政争を取める重要な役割を担ったことも、国王の権威をさらに高めることとなった。国王が国家的危機に際し介入、指導するというタイ独自の政治的解決の嚆矢をここにみることができる。この学生革命までのタイ政治では、軍や警察内部での権力闘争により、政権が交代することはあったが軍警察内部での政権交代であり軍警察官僚の政治支配は変わらなかった。学生革命により軍が退き民主主義体制への移行がみられたが、長くは続かなかった。1976年10月6日に保守派による反革命が起きクーデターにより政治の民主化は挫折することとなる。この反革命の背景には、1975年のベトナム統一の影響下、共産化による体制変換という危惧が背景にあった。学生革命による民主化を支持していた都市住民の多くも、共産主義には反対であった。実際カンボジア、ラオスと相次いで共産党政権が成立したことで、タイの体制派の危機感は相当高まっていたと考えられる。

## 2. 共産主義運動の終焉

1976年10月の反革命では、共産主義の浸透を防ぐ目的で設立された国境警備警察の関与もみられ、各種右翼団体が学生側と衝突した暴力的な民主化潰しで、衝突を理由に軍がクーデターを起し民主的な政府を葬った。新たに成立した政府は保守派による極端な右翼政権であり、当時のタイ社会では民主主義運動活動家に対するテロ行為もみられた。弾圧された学生運動や社会運動に携わった人々のなかには「森に入る」、すなわちタイ共産党の武装闘争へ参加した者も多かった。この時の学生運動を担っていた活動家の一部が2001年から2006年のクーデターまでのタクシン政権での政策立案や、2006年クーデター後広範な親タクシン運動を展開した赤シャツ<sup>1</sup>の運動で重要な役割を担っている。右翼勢力はタクシン政権内部で元共産党に参加していた人々が政策立案に加わっていることを批判していた。

「森に入った」人々はタクシン政権や赤シャツの指導者のみではなく、現在タイ社会の中核の一部を形成しており、多くの場所で指導的な地位に立っている。これらの人々の「タイ社会への復帰」が可能となった事情として、首相府令66/2523という法律の施行がある。その首相府令の背景には、1970年代末期から1980年代当初にかけてのタイ国軍の反共戦略の変容があった。

1976年10月6日の軍部によるクーデターで成立した反共的で強硬な政治は、タイ社会に安定

をもたらさなかったことから、軍は翌1977年10月に再度クーデターを起こし、反共色の少ない政権を打ち立て乗り切ろうとした。軍首脳部は軍の一团（民主主義軍人）の政策を受け入れ、タイ社会へ共産主義が浸透する脅威を軽減するため、弾圧ではなく融和的な共産主義対策へと戦略を転換した。この戦略の転換を受けて、タイ共産党に参加し闘争に与したことを罪に問わないとする法律、首相府令66/2523が公布された。この法令により無罪となることが明確になると、タイ共産党内部での国際情勢の変容を背景とする、中国共産党の支援低下と戦略変化、党員間の戦略対立などもあり、多くの共産党員や元学生活動家は、森を離れタイ政府へ投降した。

最初のタクシン派政党であるタイ愛国党のなかには、共産主義闘争の夢破れた多くの学生活動家が含まれていた。タイの多くの大学では、タイ共産党の武装闘争路線に参加した元学生活動家の一部が研究者となっているが、親タクシン派の人物だけではなく、反タクシン派としてタクシンを批判し続けている知識人もかなりの数に上る。これら1970年代に学生運動やタイ共産党と深くかかわった人々は、「10月世代（コン・ドゥアン・トゥラー）」と呼ばれある種の尊敬をタイ社会から受けているような印象を筆者はもっているが、「10月世代」はタイの民主主義と市民社会の論議に強く影響を与え、社会のオピニオン・リーダーとなっている例も多い。2014年後のクーデター後のタイ社会でも、教育界や言論界で発言を続けており、大きな役割を果たしている。

またこの首相府令66/2523は、タクシンと対立する王党派の領袖とみられるプルーム現枢密院議長が、首相在職時に出した法令であった。プルームの部下でプルーム政権のもと陸軍司令官を務めたチャワリットも、この首相府令に大きな役割を果たした。チャワリットは退官後政治家に転じ新希望党党首として首相を経験した後、連立与党の一員としてタクシン政権を副首相として支えた。タクシンがクーデターで倒された後もタクシンとは良好な関係を維持していた<sup>2</sup>。チャワリットはクーデターではなく、議会制民主主義を通じて首相になることを表明したことからみて、軍高官のなかでは民主主義に理解のあった陸軍司令官であった。

プルームやチャワリットは共産主義との戦いであげた大きな功績が、陸軍内の昇進や国王の信頼を勝ち取った側面がある。プルームはイサーンと呼ばれる東北タイ、第2管区司令官を経験している。東北タイはタイのなかでももっとも貧しく、共産党の解放区が多く建設された地方であった<sup>3</sup>。彼はタイの農民の置かれた状況も理解した上で、共産主義勢力を排除するため融和的な政策を採用した。

プルームやチャワリットの功績だけでなく、国際環境、特にタイ共産党を長年支援してきた中国とベトナムが、タイ政府との関係改善を進める方向へ大きく方向転換したことも重要であった。1970年代後半には、解放区を増やし勢力を大きく拡大していたタイ共産党は1984年頃にはほぼその活動を終えることとなった（山本2016, 157）。

### 3. 軍の政治的地位の後退、「半葉の民主主義」と「残虐の5月」事件

共産党を実質的に消滅させたプルームは、1980年代に「半葉の民主主義」と呼ばれる政治体

制を確立した。1980年2月から1988年8月まで8年半の長期にわたり、選挙で選ばれていないプレームが、軍部と政党政治家の支持を受け政権を維持した体制である<sup>4</sup>。議会制民主主義は「尊重」するが、保守派の国家原理（ラック・タイ）＝民族・宗教・国王（チャート・ササナー・プラマハーカサット）も重用し、自らの出身母体である軍の意向にも配慮しながら、調整型の長期政権を維持することに成功した。プレーム自身は汚職に縁の薄い清潔な指導者であることもあり、国王の信頼が厚くその支持を背景に巧みに軍を掌握した。1988年に首相を退いたが、90歳を超えた現在もその権勢は残っている。現政権のプラユット首相が構築しようとしている体制は、この時の「半葉の民主主義」の政治体制に倣ったものである可能性が高い。

プレーム政権の後に、選挙による民選首相チャートチャーイが選出されタイの民主主義は前進したかにみえた。しかし、チャートチャーイ政権は軍人事に関与し軍との軋轢を高め、その汚職体質を理由にスチンダー陸軍司令官による1991年2月のクーデターで葬り去られた。

スチンダーはリベラルな勤王派であるアーナン・パンヤーラチュンを暫定首相に指名し、権力に無関心を装っていたが、1992年3月の総選挙後首相に就任したことで、大規模な抗議運動を引き起こした。鎮圧のため軍を投入し、多数の死傷者が出たことで国王が仲裁に乗り出し、国王の判断を受け入れて退陣した。国王が反体制派のリーダーであるチャムローンとスチンダー首相を跪かせ調停する写真が全世界に配信され、タイにおける国王の地位の高さを知らしめた。この「残虐の5月」事件は軍の政治関与とタイの民主化に大きな影響を残した。1990年代軍は政治の表舞台から引退し、軍がタイ国政の主役を務める時代がもはや過ぎ去ったことを、タイ国民の多くは確信していた。この90年代に反スチンダー運動を主導したとされるバンコクの間層が民主主義の体現者としての地位を確立した<sup>5</sup>。バンコクの間層が主導する形でタイ憲政史上最も「民主的」と中間層が自賛する1997年憲法が制定された。1997年憲法は上院の議席のすべてが民選とされたこともあり、タイにおける民主主義の進展を物語るものとされた。しかし、玉田が指摘しているように1997年憲法は選挙政治を促進した側面をもつと同時に、国民の大多数を占める農民や都市下層は97年憲法によって被選挙権の要件が学卒以上と規定されたため、国政から排除されたように、非民主的な枠組みも併せもっていた（玉田2003, 208-222）。このように1997年憲法は非民主的な側面をもった憲法ではあったが、1992年5月の「残虐の5月事件」以後暫定的なアーナン2次政権を経て、2006年9月のクーデターまで下院選挙で選ばれた政党が内閣を組閣し政党政治を行うようになり、議会制民主主義が根付いたようにみえたことから、タイの民主主義は着実に歩みを進めているようであった。

## 第2節 タクシン政権と既得権層の対立

1992年5月の「残虐の5月事件」以降、タイは経済発展と政治の民主化に関し東南アジアの中では優等生とみられていた。民主化の進展の大きな要因は1990年代の軍部の弱体化にあった。5月事件以降軍は予算も制限され、かつての威光は失われているかのようであった。1997年度の

アジア通貨危機はあったが、この危機を契機として、東南アジアのデトロイトと言われるまで日系の自動車関連産業が進展したこともあり、経済はもち直した。また1997年の経済停滞からの回復の大きな要因の一つは、2001年に誕生したタクシン政権の経済政策の成功であった。タクシン政権は独裁的性格をもっていたが、農民ら貧民層への所得再配分政策を行った初めての政権でもあった。

## 1. タクシン政権

タクシン政権はそれまでのタイ憲政史上存在しなかった強固な政治基盤を築きあげた。盤石の政権基盤を創ることが実現した理由は、国民の大多数を占める貧民を票田に変えたことにあった。既得権益層や中間層からポピュリズム政策と批判されるが、都市下層や農民向けの政策をかけた実行した功績は高く評価される。

タクシンはタイ社会の格差に憤り、政治家を志したのであろうか。彼の経歴をみるとそうでないことがわかる。タクシンはチェンマイの名門財閥の子息であり、客家の4代目の中国系タイ人である。1949年生まれであり1973年学生革命の「10月世代」と同年世代である。タクシンがなんらかの社会正義への活動を行った記録は残っておらず、警察官僚の階段を上ることと副業として事業を興し資産を増やすことに腐心していた。事業の多くは失敗したが1980年代携帯電話普及の黎明期をうまく捉え、携帯事業から巨大な財閥を育てあげた。1991年のクーデター後の「残虐の5月」による民主化を指導したチャムローンのパランタム党に入党し、政治に進出したのは1990年代半ばである。パランタム党が内部対立で弱体化すると、自らタイ愛国党を結成し2001年総選挙で圧勝し首相となった。タイ愛国党のブレーンには共産党へ参加した「10月世代」が重要な役割を担っていた。2007年7月タイ愛国党解党処分に伴う5年間の公民権停止を受けた副首相プロムミン・ルートスリヤデート、情報通信技術省大臣スラボン・スーブウォンリー、運輸省副大臣プームタム・ウェーチャヤチャイ、文部省大臣チャトゥロン・チャイセーンらである。彼らは社会正義、民主主義をタイ社会に実現する強い理想をもっており、タクシンのタイ愛国党という政党を使い、地方の農民層や都市下層の広範な社会厚生を実現する政策を実現した。タクシンは彼ら「10月世代」を利用することで東北タイ、北タイ、中部タイに票田をつくることをめざし、与党として今まで顧みられてこなかった農村部や都市下層の選挙民に恩恵が及ぶ政治を行い、強固な票田をつくることに成功した。当初タイ愛国党はタクシンの財力を使いチャオ・ポーと呼ばれる地方有力者を配下におさめた地方既得権益層の集合体的側面をもっていたが、1997年憲法の趣旨を反映した強い政党、強い政府の構造を体現した与党となることで、政策で票を集めることができる政党へと脱皮した。タクシンはその財力と強力なリーダーシップを発揮できる選挙制度の下で、タイ政党政治史上最強の首相となった。タクシン以前のタイ政治では国会は重要でなかった。真の権力は国会にはなかったからである。しかしタクシン以降は過半数を超える独裁的政党が現れることで、国会の重要性が高まり、議会支配が国家の富の配分を決

定するようになったことが、旧来の保守派や王党派との軋轢を引き起こすこととなった。

2005年の総選挙でタイ愛国党は4分の3の議席を占め圧勝する。既得権益層である保守層は2001年からの4年間でタクシンの強硬な政策でその権益を削られたこともあり、協力して反撃するため、王制に対する「不敬」、タクシンの独裁、タクシン政権の汚職を掲げて排除に乗り出した。本来保守層と対立するはずである都市中間層は保守化しており、タイでは保守層と連帯し、都市下層や地方農民層と対立している。都市中間層を含めても保守層は選挙では勝てない。タイ愛国党は民主主義体制のもとタイ憲政史上初めて、国民の大多数を占める農民層、都市下層の組織化に成功したからである。しかもタイ愛国党は新興財閥タクシンの資金も潤沢であった。

タクシンの政党タイ愛国党が2001年1月の総選挙で公約した政策の中で、次の3つは下層の人々に大きな恩恵をもたらした。30パーツ（1パーツは2016年4月時点で約3.2円）医療制度の創設、農民負債4年間の凍結、全タムボン（郡の下の行政組織）への100万パーツの交付金（タンボン基金あるいは村落基金と呼ばれる）創設による地場産業の育成と雇用機会の増大、である。タイ愛国党はこれらの政策を空手形ではなく実施するだけの実行力があつた。農民はそれまで政府に顧みられたことがなく、政府へ期待ももてないため、選挙では地元有力者（チャオ・ポー）に買収されることも多かつた。タクシン政権の誕生後、農民の投票行動は一変する。自分のもつ1票が生活の質の上昇を可能とする価値をもっていることを実感したため、所得再配分政策などの政策を比較することで、投票するようになった。このことが、バンコクの間層のポピュリズム批判を招くことにもなる。

タクシンの経済政策はポピュリズム的大盤振る舞いで財政悪化を招いたかのようにみえるが、実際は徴税方法の効率化や捕捉率の向上で財政赤字は減少し、公的債務残高も縮小、タクシン政権後半では財政は黒字に転換している（三重野・布田2011, 52-54）。オフバジェットで実際よりも公的負債を小さくみせているとの批判も当たらない、タクシン政権のオフバジェットの資金調達を担った主要政府金融機関である政府貯蓄銀行、政府住宅銀行、農業農協銀行のバランスシートからは、収益性の低下はみられず不良債権比率は安定的である（三重野・布田2011, 55-56）。

こう書くと良いことばかりのタクシン政権であるが、決して問題がなかったとはいえない。生来タクシンがもつ競争相手をとことん痛めつける容赦しない態度や、法律を巧みに遵守しながら政治権力を使った蓄財が相まって、多くの問題をタイ社会に引き起こした。タクシン政権への批判を列挙してみる。

- ①南タイのイスラム教徒分離派に対する強硬な弾圧は9・11事件の影響もあり、広範なテロを引き起こし治安の劣悪化を招いた。
- ②タクシンは自派に不利な報道をするマスコミ対策として、所有する財閥だけでなくタイ愛国党と同盟関係にあった他の財閥にも広告の引き上げを指示し、資金源を干し上げた。また、非政府系のテレビで自由な報道に定評があつたiTVを買収し、タクシンは同局の報道内容に介入した。

これに抗議した報道関係者を大量に解雇するなど、メディア統制を強め自由な報道を抑圧した。③親族や同期生<sup>6</sup>を有力な地位につけた。従兄のチャイヤシット・チナワットを異例の昇進で2003年陸軍司令官に引き上げ、大きな反発が起きた。警察でも元の配偶者ポチャマンの兄であるプリアウパン・ダーマーポンを政権時代に昇進させた。プリアウパンは警察士官学校を卒業しておらず、本来なら警察大将にまで上りつめる可能性は高くない人物であった。この人事も大きな批判を引き起こした。官界の中枢部を同期や親類縁者で優遇するネポティズムがタクシン政権では顕著であった。

④タクシンは麻薬対策で徹底的な取り締まりを行った。犠牲者は民間人約2500名が死亡し、警察官などの殉職者も25名、逮捕者にいたっては9万人といわれるほど大規模なものであった。多数の死者を出したことで多くの批判を受けたが、警察や軍の高官が麻薬を収入源にしているとのうわさは絶えず、捜査が自分に及びそうになって配下を暗殺した可能性がささやかれている。スラムにおける支援活動で有名なプラティープは親タクシン運動に参加する理由の一つとして、タクシンがクーデターで政権を追われるとすぐに麻薬の売買がスラムのなかで盛んになったことを挙げている。アメリカの支持取り付けという側面が麻薬取り締まりの原因とも言われる。強引な面はあったがタイ官界の汚職システムを考えると、ある意味そこまで強硬に取り締まらなければ実があがらないとも言え、麻薬の強引な取り締まりに関しては容易な批判は難しい側面があるが、多くの人物が殺害された事実は重いものがあつた。

⑤タクシン一族自らの汚職や賄賂の批判もある。タクシンは不動産業など多くの事業に失敗した後で、携帯電話事業を行うことで有力新興財閥の地位を築き上げた。反タクシン運動の引き金は一族の持ち株会社チン（シン）・コーポレーションをシンガポールの国策投資会社テマセクへ733億バーツで売却したことであつた。タイ最大の携帯会社であつたことから厳しい批判にさらされたが、道義上の問題はさておき、法律的には問題がないものであつた。チン・コーポレーションは上場企業であり、タイでは上場企業の売買によるキャピタルゲインには税金はかからない。ただ、タクシンが売却する直前にタイの通信法を改正し、外国資本の保有率の上限がそれまでの25%から49%へ引き上げられた。このように首相という地位を使い、巧みに有利な状況をつくりあげ「合法的」に富を創造したわけである。バンコクで外資系企業のマネージャーをしている筆者の友人が「当初タクシンを支持したことを後悔している。タクシンはすべて合法的にしたうえで巨額な汚職を行った」と述べていた。タクシンの汚職問題はタクシンが政権から離れたのち、保守派による徹底的な捜査が行われた。しかし明確に汚職が立件されたとは言えない。外山が分析したように、政敵を追い落とすため、ある意味政治的に「創造」された汚職であつたと言えよう（外山2013a）。

強烈な個性による独断と専制的な手法で、さまざまな階層の人々に対し功罪半ばする施政を行ったのがタクシンであり、その評価は人によって大きく分かれ収斂しない。ただ、タクシンの大衆を基盤とする政治体制が議会政治で確立したことで、それまでタイの根源的な国家原理であ

る「国家、宗教、国王」の国家、国王（王制）とタクシン派の議会政治とが衝突することが次第に明白になり、既得権益層から反発が高まっていったことが、タクシン排除というタイ政治の安定を危うくする事態を招くこととなった。

## 2. タクシン排除

4年の任期を終えたタクシンの政党タイ愛国党は、2005年2月の選挙で500議席のうち377議席を占め圧勝した。タクシン政権は永く続くようにみえたが、タクシンが2006年1月にシンガポール政府の資産運用投資会社テマセクへ733億バーツ（2000億円強）の株式売却を行ったことが、一部の国民から批判され、2006年2月に黄シャツ<sup>7</sup>のタクシン追放運動が始まった。当初タクシンは反タクシン運動に強気であったが、王室周辺から何らかの示唆があったようで、問題解決のため枢密院議長のプレームに会い国王の承諾を得て議会を解散した。タクシンはすぐに行われる「みそぎ」選挙で圧勝する確信をもっており解散に躊躇しなかった。実際同年4月2日の選挙では圧勝した。しかしこの選挙では野党が選挙をボイコットし<sup>8</sup>、国王が4月25日宣誓に訪れた判事に訓示の形で、野党がボイコットした総選挙の非民主性に対する懸念を述べ、司法に対策を依頼する指示を出した。5月8日に選挙を無効とする憲法裁判所の判断が示された（玉田2010b, 1-8）<sup>9</sup>。この4月25日の訓示から、司法主導政治（トゥラカーンピパット）が開始され、一方的に理不尽で不利な判決が下されるタクシン派からは、司法の二重基準として非難が巻き起こる。憲法裁判所の暴走は続き、司法の立場からタクシン派を今日まで攻撃し続けている。その最たるものが、2007年5月30日の憲法裁判所の司法判断である。タクシン派の政党であるタイ愛国党は解党を命じられ、執行部111名の公民権が5年間停止された。根拠となった法律はクーデター以後につくられたもので、常識では考えられない事後立法であった。当然タイ法曹界からも批判が巻き起こった。

このような司法による「神の声」が可能になった事情には、1997年憲法では強い政党強い内閣をつくる制度設計がなされると同時に、司法権の強化も同時に行われ、独立した司法機関が政党政治全体を監視する枠組みを内包していたことが挙げられる。1997年憲法が新設した機関は、憲法裁判所と行政裁判所、政治家を監督する5つの独立機関（汚職防止取締委員会、選挙管理委員会、会計監査委員会、人権委員会、オンブズマン）である。これらの機関はタイ独自の制度ではなく、いくつかの民主主義国家においてもみることができ、その意図は政党政治を監視し、国家権力から市民の権利を守ることである。しかしタイにおけるこれらの機関は特定団体や特定社会層の利害関係を体現する機関になっている。そのため、出される判決はその時々政治状況によってぶれが大きく、特定の権力に仕えているように感じられ、平等性に疑問符がつく場合が多い。

タクシン派に対する判断もクーデター以前と以後で、大きく判断が異なり恣意性があるようにみえる。憲法裁判所は2006年4月の国王訓示以前は、タクシン派に対し不利益な判決を出して

いない。例えば、タクシンはチャワリット内閣で副首相を務めた時、政治家に義務付けられている資産公開に関し、自宅使用人に名義変更した株式の資産を自分の資産として公開していなかった。タクシンはこの資産隠蔽問題を憲法裁判所に訴えられ2001年8月に判決が下された。本人も有罪を覚悟していたという。有罪となれば5年間公民権停止となる裁判であった。憲法裁判所は7対8という微妙な判定であったが、無罪判決を下した。また、2006年2月には反タクシン運動の発端となったチン・コーポレーションのテマセクへの売却に関して、上院議院の一部がこの売却に関連して、タクシンの大臣資格の審査を憲法裁判所に求めたが、審査内容が不明瞭であるとの理由で却下している。

タイの官僚組織のなかで最も汚職が少なく潔癖といわれ、国民に尊敬されていたタイ司法の信頼が揺らぐ結果を一連の司法主導政治が引き起こしている。2007年8月に施工された2007年憲法では、憲法裁判所の権限を強化拡大したことで状況は一層悪化した。現プラユット・クーデター政権は憲法の制定を進めている。ミーチャイ・ルチュパンが委員長を務める憲法起草委員会が2016年3月29日に起草した新憲法草案は、さらに憲法裁判所などの権限を大幅に強化しており、もしこの憲法案が施行されれば、さらなる司法の横暴が懸念される。

タクシンが政権時に権力を集中することに成功したにもかかわらず、排除が可能であった理由は、伝統的な支配構造に求められる。タイ社会は植民地支配を受けなかったことから、保守派や王党派は強固な基盤をもち続けており、強力な首相に対抗するだけの力が残っていた。既に述べたように保守層はタクシンの権力支配が完全には及ばない分野である軍と司法という領域からタクシン派に攻撃を与えることが可能であった。しかし、軍部の独裁による選挙の否定や、司法主導政治による明らかな二重基準は、タイ社会における法治の破壊を引き起こし、タクシン派に新たな憎悪を生みだしたため、タクシン排除がもたらした赤シャツ派と黄シャツ派というタイ社会の2極化をますます深刻化させている。また、クーデターによる保守派の政権奪取は、民主主義を破壊する軍事独裁に同意できないウェーン・トーチラーカーンのような元来強権を振るうタクシンを批判していた人物が、赤シャツの親タクシン運動を支援していることにみられるように、議会制民主主義を守るという大義をタクシン派に与えてしまった。また保守派や王党派を支持する層の多くがタイ社会の上層部の経済的には富裕層であり、赤シャツのタクシン派は大部分が農民や下層都市住民であるため、運動の長期化による理論深化により、階級闘争の側面を付与することとなった。タイ式封建制であるサクディナー制の下でタイを支配する伝統的高級官僚層であるアマートと、虐げられてきた一般大衆であるプライという、タイに残余する封建的構造における階級対立であるとの図式が、まことしやかに赤シャツの支持者に語られるようになっていく。タイ社会の不平等に目覚めた人々のなかには、職務時間は赤シャツを取り締まっている下級兵士が、職務時間が終わると軍服を脱ぎ赤シャツの一員となるような事態を引き起こしている。彼らは勤務しているときは緑の軍服を着ているが、勤務が終わると赤シャツを着て親タクシン運動に加わることから、表面は緑だが内部は赤いことの比喩として「スイカ」軍人と呼ばれている。

クーデターによるタクシンの排除は、一般大衆における教育が普及したこともあり、支配構造の不条理に対し目覚めさせる効果をもった。赤シャツの一般大衆は、草の根から改革を求めているが、既得権益層が特権の放棄を拒むことで対立が激化しているのが、2006年クーデターによるタクシン排除以降のタイの現状である。保守勢力や王党派の既得権益層が軍を使って民主的な政府を排除したことは、タイ社会の分裂を引き起こし、2分された社会で互いを憎しみ合う深い対立がここ10年続いている。

### 3. 2006年9月クーデター後の政局

2006年9月のクーデターでタクシン政権が倒れた後、プルーム枢密院議長に近いスラユット・チュラーノン元陸軍司令官が首相となった。クーデター政権に対し、首相の退陣を求めて、2007年6月赤シャツが活動を始める。軍は諸外国からの批判もあり、廃止された1997年憲法の代わりに2007年憲法を制定し2007年12月23日総選挙を実施して民政復帰した。この選挙でタクシン派の人民の力党（タイ愛国党の受け皿政党）が第一党となり、タクシンの代理人と自称したサマック党首が首相となったが、サマック首相がテレビに出演しわずかな出演料を受け取ったことを、憲法裁判所が大臣資格喪失と判断し失職した。この判断も明らかにバイアスが入った司法判断で多くの批判を引き起こした。サマック政権の後にはタクシンの義弟のソムチャーイが首相を引き継いだ。自派の政党が与党となったのでタクシンは帰国していたが、刑事裁判所が有罪の判決を出す可能性が高まり、収監されそうになり再び出国した。黄シャツはタクシン派政党が政権をとり続けることに業を煮やし、2008年11月にバンコクの空の玄関スワンナプーム空港を占拠して空港を一時閉鎖に追い込んだ。憲法裁判所は再びタクシン派の人民の力党を、選挙による買票を理由に解党処分とした。後を受けたのはタクシン派の一部ネーウィン派を切り崩し、軍の後ろ盾で連立内閣を発足させた民主党アピシット政権であった。アピシット政権は2009年3月から4月にかけて赤シャツの反政府街頭運動で東アジアサミットが中止に追い込まれ、反政府デモの鎮圧でも多くの死傷者を出して批判された。結局この赤シャツの反対運動は大きな成果をタクシン派にもたらさなかったことから失敗と考えられるが、この翌年2010年にも赤シャツは大規模な反政府活動を組織することになる。クーデターで政治の中枢から追放されて4年たっても大規模な反政府運動に動員ができるタクシン派の運動エネルギーは驚異的であった。2010年3月から5月の赤シャツのバンコク中心部の占拠は政府による強制排除を招き、多くの死傷者を出した。また強制排除は最終局面でバンコクの中心部や地方県庁舎の放火を引き起こし、多方面で甚大な被害を出し終結した。民主党政府は自派に有利になるよう憲法の選挙規定を変更し、2011年7月3日に5カ月前倒しで選挙を行った（玉田2014a, 10）。タクシン派後継政党タイ貢献党はタクシンの実の妹インラックを首相候補として選挙に臨み、過半数を上回る265議席を獲得し政権復帰となった。前年の反政府運動で、行為主体がはっきり特定できないとはいえ、タクシン派は放火というむき出しの暴力を無関係な第三者に対して行ったと国民が考え支持を減らすとも思

われたが、人気は落ちず以前にも増して国民から支持を得た。

タクシン派の政党は2001年、2005年、2006年、2007年、2011年と5回の総選挙に勝利している。タイでは第一党となった政党は多くの場合次の総選挙で敗北することが多かった。タクシン派政党は負けを知らない稀有な政党である。しかも2006年以降は司法、王党派、バンコクの中産階級、官僚、軍、マスコミなど特権層を敵に回しているにもかかわらず、総選挙に勝利している。既得権益層は、クーデター、内務省を通じたタクシン派への締め付け、司法権力を使ったなりふり構わない介入を行っても、選挙で劣勢を覆すことができなかった。

タクシン派の選挙における強さが時間の経過にもかかわらず衰退しない理由として様々な要因があるが、なかでも赤シャツの反政府運動が大衆動員の組織化に成功したことが大きかった。運動を組織化し長期にわたって活動を維持するための資金は、タクシンと彼に同盟する資本家<sup>10</sup>が供給した。赤シャツは親タクシン政治運動の正統性を理論化し、構成員へその理論の理解を図っていた。赤シャツには、思想の普及を担える経験を積んだ人材が内部に既に存在し、赤シャツ政治思想を普及する制度を創造したことも赤シャツの組織強化を助ける強みとなっている。運動の理論化には共産主義と多かれ少なかれ関係した「10月世代」がかかわっている。2009年3月から4月にかけての赤シャツ反政府運動以降、東北タイや北タイで展開された赤シャツ政治学校が、理論の普及や運動の組織化に大きく貢献した。地方の赤シャツは様々な集団から構成されているため、中央からの教育によって統制する意味もあると考えられる。ウボンラーチャターニー県の場合、2009年で3グループ、2010年には5つのグループが存在した(高橋2009, 91)。運動方針と金銭問題から赤シャツの地方支部は分裂しており、ウボンラーチャターニー県の赤シャツは決して一枚岩というわけにはいかないようだ(高橋2009, 91)。この赤シャツ政治学校の講師を務めるチャラン・ディターアピチャイ、ウェーン・トーチラーカーンなどは「10月世代」であり、1976年の保守派の弾圧でタイ共産党に参加した元学生運動の指導者たちである。高橋が述べているように、赤シャツの政治学校は「タイ共産党がかつて森で開いた政治軍事学校を想起させる」(高橋2010a, 58)。チャランはタマサート大学政治学部を卒業し共産主義に参加した後、首相府令66/2523により社会に「復帰」しパリ大学留学後ランシット大学教員となった人物である。彼は人権活動家として著名で国家人権委員会委員を務めていた。タクシン政権にはもともと否定的で、南タイのイスラム問題や麻薬取り締まりに関する人権問題でタクシン政府に対する批判を行っていた。しかし、2006年のクーデターの後タクシン支持派に変わり、赤シャツ派として軍と民主党政権を批判してきた。ウェーン・トーチラーカーンは医師であるが、マヒドン大学在学中に学生運動に参加した後、右翼の弾圧でタイ共産党に参加した元学生活動家である。1992年チャムローン・シームアンらと反スチンダー運動の中心人物の一人として運動を主導した。タクシン政権ではその独裁的な政策、特に公企業の民営化に反対し、黄シャツ街頭運動の論客であったが、クーデター後は一転、軍政に反対し赤シャツ派の運動を立ち上げた一人であることは、すでに述べたとおりである。「10月世代」は赤シャツの運動だけではなく、黄

シャツの運動でも大きな役割を担っていた。政治的に容易に反対勢力に転じているので節操がないようにも見えるが、タクシン政権時代のタクシンの独裁的な要素やクーデターでの保守派の暴挙という人民主権の民主主義に反する政治に対抗するという姿勢では、立ち位置は共通している。黄シャツ派に属する「10月世代」はタクシン政権時代の政治姿勢が何にもまして脅威と感じ、反タクシン運動を行ったことで、軍事クーデターを招いた。一方赤シャツ派に属する「10月世代」はタクシンの独裁的な政治を問題ありと考えながらも、それにもまして軍部の非民主的手段によるクーデターを容認できず、選挙の洗礼を受けていない元軍司令官のスラユット政権や軍部支持を受けた民主党アピシット政権に対する政治活動を先鋭化していった。民主党は、先に述べたように自党に有利なように憲法を改正し、有利な選挙制度で、2011年7月3日総選挙に臨んだ。しかし、タクシン派はタクシンの実妹インラック・チナワットが政界に転じ過半数の議席を確保し勝利した。タイ憲政史上初めての女性の首相であった。インラック政権は軍部に配慮し慎重に政権を運営したが、タクシン派の政権が継続することを快く思わない王党派や保守派は、結局この政権を受け入れなかった。インラック政権は支持基盤である農民層への所得再配分政策である籾米担保融資制度を断行し、市場価格より高い値段で政府が買い上げる制度を創設した。また都市の労働者のため最低賃金を日当300バーツへ大きく上げる政策を実施した<sup>11</sup>。保守派はタクシン派政権を葬る機会をうかがっていたが、タクシンの帰国を実現するため、タイ貢献党が恩赦法の立法化を試みるという好機が訪れた。恩赦法が下院で可決された機会をとらえ、2013年11月7日からタクシン元首相への恩赦法に反対する集会がバンコクで開かれ、ステーブ・トゥアクスバン元民主党幹事長が率いる反タクシン運動（PDRC）が始まり<sup>12</sup>、恩赦法をインラック政権が取り下げた後も反対運動を続け、憲法委員会や選挙管理委員会など司法と連携しインラック政権を崩壊へと追い込んだ。ステーブのPDRCは、予定された総選挙も妨害して議会政治を機能不全に陥らせ、軍がクーデターを起こすよう圧力をかけた。結局2014年5月20日の戒厳令、22日のクーデターに帰結した。

軍はなぜクーデターを起こすのであろうか。インラック政権は決して軍の権益にくちばしを突っ込むようなそぶりもみせず、良好な関係の構築に腐心してきた。それでも国際的には不評で、危険も伴うクーデターを軍が起こす背景はどこにあるのであろうか。軍はタイの王党派、保守派などから相当の圧力をクーデターの前に受けていた。特に示唆的であったのは枢密院議長のプレームの動向であった。プレームは執拗に軍にクーデターを促すシグナルを送っていた。

王党派、保守派の実質的な領袖としてプレーム枢密院議長がこの10年間の反タクシン闘争を指導したとされる。プレーム枢密院議長は王党派、保守派の利益を代表し、軍に対しても依然一定程度の権力を保持している。インラック政権は農民や都市下層の生活向上に役立つ公約を掲げ実現していった。軍には配慮したが、官僚組織や警察人事には介入し政権運営を安定的に遂行する体制をつくっていった。それらの政策は保守派や王党派にとっては権益を侵されるものであった。一時期タクシン派と保守派は妥協が成立するようにみえたこともあったが、結局軍は保守派

や王党派の要求を受け入れ、クーデターを敢行した。

しかし、保守勢力は従来のような利権を維持するため、国民の過半数を占め、政治的に覚醒した農民や都市下層を抑えることが可能であろうか。2006年9月のクーデター以後の国内政治の混乱は、保守層がどれほど自らの「武器」である、クーデター、司法、官僚組織を動員してもタイ社会を制御しきれないことを示した10年であったと言えよう。保守層は民主化への流れを大きく後退させたが、これまでみられなかった議会政治を通じての農民層・都市下層のクーデターによる政権転覆への異議申し立て（タクシン派政権への支持と政権への復活）は、彼らが保守派のタクシン派潰しを容認しないことの表明である。そのため、日本などの直接投資を引き付けたタイの「売り」であった「政治の安定」が危機に瀕している。農民層の政治意識の覚醒は既得権をもった人々との対立となっており、貧民層が政治要因に割って入ることで、タイの政治は新たな段階に入ったことを物語っている。ただ、タイの既得権益層は植民地とならなかったこともあり強固で、連綿と続いた制度枠組、体制をもっている。2006年クーデター以後のこの10年余りは、既得権益層が自らの特権を簡単に手放すほど寛容でないことが、明らかとなったということもできよう。

現政権は前陸軍司令官でクーデター当事者であるプラユット・チャンオーチャーが首相となり従来のクーデター政権で採らなかった強権政治を行っている。赤シャツや民主主義勢力は完全に押さえつけられ、反政府活動は行える状況ではない（プラチャク 2016）。戒厳令は解除されたが、言論の自由は失われ多くの民主勢力は沈黙するか、国外へ脱出する以外に選択肢がない状況である。しかし、現在のような政治状況が続けるわけにはいかないことは明白である。既得権益層とクーデターを遂行した軍政は、国民の大多数を占める農民層や都市下層とどう折り合いをつけるかが、あらためて問われている。

### 第3節 王制と民主主義

タイは形の上では立憲君主制となっているが、現実には王制が権力を保持しており、決して憲法の下に王制はないようにみえる。ただ、王制の権限は法律上規定されているものではなく、現国王の人格や王制ネットワークに参加している官僚、軍、資本家層、都市中間層などが担っているので、流動的な側面がある。特に2006年のクーデター以後王制は議会制民主主義の包摂に失敗したため、タイ社会内部の対立の要素となる可能性をはらむこととなった。本節ではタイ社会の今後の方向性に強い影響を与える王制を、現在大きな争点となっている憲法と不敬罪から考察する。

#### 1. 王制、憲法、裁判所

2006年9月クーデターへ至るタクシン政権に対する保守派、黄シャツ、枢密院の批判は王制とタイ政府との権力の在り方の問題でもあった。著名な政治学者サネー・チャームリックは政治

学、法学分野における憲法の最も重要な論点は「人間社会における権力関係」であると述べているが（サネー 2006, 序文 10）、憲法がその国家における権力構造を明らかにすると解釈することもできよう。タイの憲法は 1932 年の立憲革命以降、権力を握った側が新たな憲法を制定し、憲法がきわめて容易に変更されてきた。クーデターが起これば、クーデターはそれまでの法体系では非合法であるので、以前の憲法を廃止し赦免によってクーデターを引き起こした側が合法化される過程が繰り返されてきた。このような事情もありタイにおいては容易に新たな憲法がつくられてきたため、2014 年のクーデターで葬られた 2007 年憲法は 18 番目の憲法となっている。しかも新たな憲法が施行されるに従い、憲法は次第に王権を強化する規定を盛り込むように改変されてきた。クーデターの成否は、国王が認可するか否かが大きな要因であるため、頻繁なクーデターによる政権交代は、立憲革命で大きく削がれた王権が復権するメカニズムとして機能してきたようにみえる。

タイの政治体制は 1932 年の立憲革命以来立憲君主制であり、憲法では主権は国民にあり、国王には主権はない。しかし、タイにおいては現在王権が明確に憲法によって制限されていない立憲制であるという複雑な事情を抱えている。タイの憲法における王権は 1932 年の立憲革命で大きな制限がかけられ、制限的な立憲君主制であった。しかしプリーディー派を壊滅させた 1947 年のクーデターを契機として、憲法に王権への制限を緩和する条項が入ってくる。タイの憲法はこれ以降改正すればするほど王権が強化されてきたと、タイの憲法学者は述べている。1947 年に枢密院がおかれたこと、王位継承における国会の同意規定がなくなり当初と異なり王位継承に国会が関与できないこと、1978 年憲法に「国王を元首とする民主主義体制」という文言が登場すること、これらのことをタイの憲法学者は王権強化の例証としている。しかしながら、ネパール王制の崩壊を例に引くまでもなく、多くの君主制の歴史をみれば、過度の王室の政治関与は王制の安定のために悪い影響をもたらす可能性が高い。王室の安定的な継続のためには、王室の政治関与は危険な選択でもある。

1997 年憲法は政党政治の暴走を抑止するためという理由で、憲法裁判所などの独立機関を設立した。既に述べたように、これらの機関が後に反タクシン運動を支援する重要な役割を果たしてきた。2006 年までは、たとえ 1997 年憲法で独立機関が規定されていても、法曹界が容認できないような判決はでていなかった。しかし、王制が司法に積極的な関与を促したことで、司法の横暴とでも呼ぶことができる判決が出るようになり、大きな問題を引き起こしている。司法による政治統治が始まるのは 2006 年 4 月 25 日の最高行政裁判所判事と最高裁判所判事への国王訓示以降である（ソムチャーイ 2016）（玉田 2010b）。この国王訓示は、タクシンを排除するため、反タクシン運動家たちが要求した憲法 7 条による勅撰首相指名要請に対して、勅撰首相指名は国王権限の逸脱であり民主主義に反するため行えないと説明し、最高行政裁判所判事や最高裁判所判事など司法の指導者が政治的混乱を打開する道を探そうと訓示した。この訓示により司法主導政治（トゥラカーンピワット）が開始された。

この時以降、憲法に規定された独立機関が反タクシン運動で主体的な役割を担う構造が定着し、タイの政治混乱を鎮めるどころか、保守派に与し偏った判断を下すことで、赤シャツ黄シャツの対立を助長し双方の憎しみを高める行動をとり続けている。

## 2. 王制と不敬罪

憲法論議と並んで、刑法 112 条の不敬罪の運用もタクシン政権崩壊後は大きな論争を引き起こしている。不敬罪の現行規定が制定されたのは 1956 年である（不敬罪の登場は 1908 年にさかのぼる）。1978 年のクーデターで量刑が 7 年以下から 3 年以上 15 年以下の禁固刑へ厳しくなり現在にいたっている。現在世界の多くの君主制をとる国では不敬罪を定めていない国が多いが、イスラム諸国の一部やタイにおいてのみ規定が残っている。思想の自由と接触するので民主化の過程で廃止されることが多く、不敬罪が残っている国では君主や国王が国家主権に対し大きな役割を担っていると考えられる。そう考えると、タイでは主権在民が憲法で規定されているにもかかわらず、国王が国家主権に対し大きな権限をもっていることを暗示している。

タイの現状で問題なのは、これまでほとんど使われなかった不敬罪という「パンドラの箱」を敢えて開けて使うことで、王室批判の名のもとに反対陣営の抑圧の道具になっていることである。 Streckfuss によれば、不敬罪での拘束者は戦後 1 ケタで推移していたが、学生革命を葬った後の 1977 年の反動的なターニン政権で約 40 件まで増加した後、1980 年代は再び 1 ケタに減少していた (Streckfuss 2011, 195)。1990 年代に不敬罪の事件は 10 数件まで増加した年もあるものの、タクシン政権まで 1 ケタであったが、2006 年のクーデター以降 100 件以上になっている (Streckfuss 2011, 195)。明らかに政治的にタクシン派潰しに使用されている。この流れに抗して、タマサート大学法学部教員らによってニティラート（人民のための法学）が 2010 年 9 月 19 日に結成され、これまでも 2006 年 9 月のクーデター以降、法が権力者に恣意的に使用され法治原則が崩れていることを告発し続けている。ニティラートの代表的な論客であるウォラチュート・パーキーラットがマスコミにも多く登場し、このグループの理念を丁寧に説明している。このグループの最終的な目的は、王制を制限的な立憲君主制の枠組みに置き、政治への関与をなくし安定させることと、憲法を改定しクーデターが起こらないような抑止的な制度枠組みへ変更させ、民主主義の後退を防ぐことにあるようである。2012 年 1 月 15 日にこのグループに賛同する 1 万人の署名を公開し、刑法 112 条不敬罪の規定改定を求めている。公開された名簿をみると著名な研究者の多くが支援に参加している一方、プラユット首相（当時陸軍司令官）や当時の与党タイ貢献党は不敬罪の規定改正には反対を表明していた。

現在の不敬罪をめぐる状況はさらに悪化している。プラユット政権は王制護持を今回のクーデターの主要な目的の一つとして掲げたこともあり、積極的な告発を行っている。

タイ社会のなかでの王制の在り様は、立場の違いにより王制の役割とそれぞれの利害が異なるため国民全員の合意形成は困難に見える。ただ、不敬罪の規定改正は現在タイが直面している問

題の根本的な解決には避けて通れない道であり、実現すれば一部保守既得権層の恣意的な権力行使を抑止することができ、タイ社会の対立緩和と王制の安定に資すると思われる。工業化が進み、農村部での教育の普及と所得の向上がもたらしたタイ社会の変容に対応するには、王制の安定のため王制が政治的に色をなくし無力化するほかに方法がないことも明らかであろう。しかし権力層は反対勢力に以前にも増して圧力を加えており、そのため、不敬罪を重要な道具として使用するため、かえって反発を招き王制自体への危機を生み出している。

## 終わりに

現在（2016年5月）のタイの状況は極めて遺憾な状況が継続している。プラユットによるクーデター後の軍事政権は、1991年や2006年の軍事政権よりもはるかに強面の治安政策を敷いており、批判勢力を強権で押さえつけている。政権に対する批判は許されず、言論の自由は残っていない。軍政から民政化への一步である憲法起草作業は最初の起草委員長であるボーウォーンサク・ウワンノーの憲法草案が2015年9月の国家改革会議で否決されたことで、大きく遅れてしまった。この憲法草案否定には軍の意向が反映していると思われる。ボーウォーンサクによれば「彼らは長く居座りたいのだ、と思い直した」、つまり、憲法草案を否定させることで軍政を長引かせるつもりであると、草案否定を解釈している（玉田2016, 3）。憲法草案が否定された後、再度ミーチャイ・ルチュパンを起草委員長とする新憲法の起草作業が開始され、修正作業を経て2016年3月29日に最終案が示された。8月7日の国民投票で賛否が問われる予定である。2007年憲法の国民投票では賛成56.7%で2007年憲法は成立した。ただ、タクシン派の支持が強い東北タイでは反対が61.7%でクーデター政権を慌てさせた。今回の憲法は3月29日に最終案が示されると、タクシン派政党であるタイ貢献党はすぐに反対の方針を発表した。前回の国民投票では賛成に回った民主党は今回の国民投票に対し、4月10日に反対の方針を公表した。ミーチャイ憲法草案では、現軍事政権の要求に沿った草案作成が行われた。上院の増員と全議員の任命制への変更、憲法裁判所など独立機関の権限拡大、汚職に対して厳しい規定などが盛り込まれている。3権のうち、立法と行政の権限縮小、司法の権限増大が憲法草案の特徴である。司法は選挙制度で選ばれないので、国民の意見が反映されず、ますます司法主導政治が行われ民主主義が踏みにじられる可能性が高くなった。また、首相が下院議員から選出される規定が消えたことから、憲法草案が暗示している政治体制は1980年代のプレーム政権（半葉の民主主義時代の政権）の再現であろう。諸外国への説明として、民政復帰を示すための総選挙は行おうが、政党による推挙によって軍事政権の権力継続を考えているようにみえる。ただ、軍と良好な関係をもっていたと思われる民主党がこの憲法草案に反対の態度を示していることから、現軍事政権が考えたようには事は運ばないかもしれない。8月7日の国民投票の結果によって、大きな政治的变化が起こる可能性を否定できない。

タイ社会は「もたざる者」と「もつ者」に分かれ、「もつ者」に優しく「もたざる者」に特に

厳しい社会であった。「権力か金がない人はタイでは人間ではない」と、私が学部学生であった時、言い放っていたタイ人研究者の言葉を思い出す。必ずしも経済的な側面だけではなく人間に本来備わっている権利に対してそうであった。

タクシン政権は貧困にあえぐ農民や都市下層の人々に、政治が恩恵を与えることができることを証明した。議会制民主主義により所得再分配が可能であること、経済的弱者に恩恵が及ぶことを実感させた。この所得再分配による社会的厚生を実現しようとしたタクシンの政策は、タクシンと協業した1973年10月14日の学生革命世代の役割が大きかった。2006年のクーデター以降繰り返り広げられてきた赤シャツの既存権力に対する運動は、単にタクシンが糸を引く親タクシン運動であると捉えるのでは不十分である。そこには大衆が広範囲に基盤をもつことがタイ政治史上初めて可能となった、草の根の政治運動であることの意義がある。赤シャツの運動は政治的民主化を普遍化するため、不公平の解消、富の偏在の修正、既得権益の打開などタイが民主国家へ脱皮するための運動であった。しかし、既得権をもつ保守層のなりふり構わぬタクシン派への弾圧は、不公平の解消や富の偏在の修正に応じたくない彼らの意思を表している。2014年5月のクーデターは王党派、軍、官僚、資本家などの保守層がその権益を独占し続けるとの再度の宣言であろう。強権の軍政により赤シャツや民主主義の理想をもつ人々は沈黙させられている。時計の針を40年戻すような現政権の施政が、下層の人々の政治的覚醒で状況が大きく変わった現在のタイで長く通用するとは思えない。既得権益層が権益の保持を目的に、クーデターで弾圧しても大きな流れを変えることは不可能であろう。

本論考は一部に2012年に提出した『茨城大学推進研究プロジェクト報告書 市民社会の可能性と限界 理論と欧亜6カ国の実証分析』中田潤編の第6章「タイ—市民社会への模索と民主主義の苦悩」と、本論の「10月世代」の分析と記述に関して、重複する部分がある。

#### 注

- 1 親タクシン勢力、英語ではUDD=United Front for Democracy against Dictatorship 日本語は反独裁民主戦線と訳されることが多い。前身は反独裁民主主義同盟=Democratic Alliance against Dictatorship (DAAD) であり、混乱を避けるため日本語ではこの昔の名称で名称変更後も呼ばれることもある。
- 2 チャワリットは自らの政党新希望党が憲法裁判所から解党命令を受けることを見越して、タイ愛国党へ統合した後一時議会政治から遠ざかった。タイ愛国党が2007年7月選挙違反を理由に憲法裁判所から解党処分を受けて後継政党となった人民の力党の党首を選ぶ際、タクシンは最終的にサマックを党首として選択したが、チャワリットも最後まで党首候補であった。このことからタクシンとの関係を見ることが出来る。2010年3月から5月にかけての赤シャツの反政府街頭運動でも街頭運動のステージに立っていた。しかし、4月18日赤シャツが王制批判を始め、タイ貢献党に赤シャツの王制批判とつながりをもつ党員がいるとの理由で貢献党の役職を辞任した。
- 3 東北タイは人口も多く2011年7月の選挙でも地方区議員定員375のうち126と3分の1を占めている。タイ貢献党や赤シャツの最大の地盤も東北タイであり、タクシン派は東北タイそして北タイで圧倒的な強

- さをもつことが選挙の勝利に大きく貢献してきた。
- 4 プレームに先立つクリアンサク軍事政権を含めて使用されることもある。
  - 5 玉田は2003年の著作で中間層が1992年の反スチンダー運動の主体であったという一般論に対しそれが「虚像」であると、実証的分析を行っている(玉田2003, 45-94)。
  - 6 日本の高等学校課程に相当する士官学校予科は陸、海、空、警察の士官学校へ進学する。同期生は強いきずなで結ばれており生涯同期で助けあう。陸軍司令官のポストなど有力なポストを同期のだけれが長期にわたり(60歳定年は動かないので数年であるが)得ることができれば、その期は軍や警察のなかで強い基盤を形成することが可能になる。タクシンは首相の地位を使い同期を露骨に優遇する人事を行った。
  - 7 反タクシン勢力、英語ではPAD=People's Alliance for Democracy、日本語では民主主義市民連合と訳されることが多い。
  - 8 タクシン派のタイ愛国党に対抗できる政党は最大野党民主党だけであったが、民主党の選挙に参加しない理由は、総選挙に参加すれば腐敗政権の存続を許し、民主主義の精神に反するというものであった。総選挙に参加すれば敗北するので、参加しないといっているにすぎず、民主主義と言いつつ民主主義の最も重要な要素を否定するという暴挙であった。
  - 9 国王は2005年半ばまで、タクシンの独裁的な態度を戒めることはあったが政府への具体的な対応はなかった。ただ例外的に2005年半ばに、国王は会計検査委員人事の署名を拒否して、介入することもあることを示していた。
  - 10 インペリアルデパート・グループを率いるソククラム・キットロートパイロート、新興の自動車部品で財をなしたサミット・グループのスリヤ・チュンルンアンキットやその甥のタナートン・チュンルンアンキットなどが有名である。この会社は2009年日本の自動車用ボディ金型オギハラを買収して技術流失懸念が心配され注目された。
  - 11 タイの最低賃金は工場労働者の給与体系に大きな影響を与える。中小零細企業ではラインワーカーの給与を最低賃金に連動させる場合が多いからである。インラック政権以前2010年の最低賃金は最高額であるバンコク等が215バーツ、最低額のチェンマイなどが180バーツであった。300バーツへの引き上げは物価上昇率を考えると決して無理な金額ではなかったが、資本家層からは大きな反発があった。
  - 12 ステーブ・トゥアクスバンが中心的な役割を務めた反タクシン運動は、日本語ではタイ語を訳した「国家を元首とする完璧な民主主義体制へと国政を改革するための委員会」あるいは英語からの翻訳と思われる「人民民主改革委員会」(People's Democratic Reform Committee)と訳される。訳語が長いので、英語の略称PDRCと呼ばれることが多い。

## 文献目録

- 浅見靖仁(1995)「中間層の成長とタイ政治社会論の新動向」『総合的地域研究9』京都大学。
- 浅見靖仁(1998)「中間層の増大と政治意識の変化」『アジアの大都市バンコク』田坂敏雄編、日本評論社。
- 浅見靖仁(2006)「第4章 東南アジアにおける民主主義の揺らぎ 紛争経験の記憶と解釈をめぐる争い」『民主主義アイデンティティ 新興デモクラシーの形成』恒川恵市編、早稲田大学出版部。
- 浅見靖仁(2010)「プリンシパル=エージェント理論から見たタクシン派の政治行動」『タイ国情報』44巻第4号、日本タイ協会。
- 岩崎育夫(2009)『アジア政治とは何か』中央公論新社。
- 遠藤元(2001)「タイ地方都市における政治グループの支配メカニズム—チェンマイ市の事例—」『アジア経済』第42巻第5号。
- 河森正人(2009)『タイの医療福祉制度改革』御茶の水書房。
- 北原淳(2000)「タイにおける都市=農村関係の言説の考察」坪内良博編『地域形成の論理』京都大学出版会京都大学東南アジア研究センター地域研究叢書。
- 小林秀明(2010)『クーデターとタイ政治—日本大使の1035日—』ゆまに書房。
- 柴田直治(2010)『バンコク燃ゆ タクシンとタイ式民主主義』めこん。

- 末廣昭 (2008) 『タイ中進国の模索』 岩波新書。
- 末廣昭 (2008) 「第7章 経済社会政策と予算制度改革—タックシン首相の「タイ王国の現代化計画」—」 玉田芳史・船津鶴代編 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』 アジア経済研究所。
- 高橋勝幸 (2009) 「ウボンラーチャターニーの赤シャツウーボン日記 その1—」 『タイ国情報』 第43巻第4号, 日本タイ協会。
- 高橋勝幸 (2010a) 「赤シャツ真夏の決戦: 政治学校からバンコク第終結へ, そして県庁燃ゆ ウボン日記 ~その6~」 『タイ国情報』 第44巻第3号, 日本タイ協会。
- 高橋勝幸 (2010b) 「赤シャツとタイ共産党との関係に関する一考察: ムックダーハーン県ドーンターン郡プーサドークブア区を事例に ウボン日記 ~その8~」 『タイ国情報』 44巻第5号, 日本タイ協会。
- 高橋正樹 (2013) 「第9章 タクシンとタイ政治」 『紛争と和解の政治学』 松尾秀哉・白井陽一郎編, ナカニシヤ出版。
- 高橋正樹 (2010) 「一時的に後退するタイの民主主義—2008年12月の「隠されたクーデタ」」 『アジア社会の発展と文化変容』 東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター編。
- 田坂敏雄 (2005) 「シビル・ソサエティ研究の争点」 『東アジア市民社会の展望 東アジアの都市環境相とシビル・ソサエティ構想』 田坂敏雄編, 御茶の水書房。
- 玉田芳史 (2016) 「新憲法草案で注目を集める憲法裁判所」 『タイ国情報』 第50巻第2号, 日本タイ協会。
- 玉田芳史 (2015a) 「タイにおける脱民主主義とナショナリズム」 『アジア研究』 第61巻第4号。
- 玉田芳史 (2015b) 「異端審問: タイにおける政治混乱と司法」 『国際情報紀要』 No. 85, 2015年3月, 世界政経調査会国際情報研究所。
- 玉田芳史 (2014a) 「2014年クーデタ」 『タイ国情報』 第48巻第4号, 日本タイ協会。
- 玉田芳史 (2014b) 「ステープの奇々怪々な闘争」 『タイ国情報』 第48巻第1号, 日本タイ協会。
- 玉田芳史 (2011) 「制限君主制と憲法をめぐる」 『タイ国情報』 第45巻第1号, 日本タイ協会。
- 玉田芳史 (2010a) 「タイ政治混迷の構造的要因」 『タイ国情報』 第44巻第5号, 日本タイ協会。
- 玉田芳史 (2010b) 「司法による政治統治: はじめの一步」 『タイ国情報』 第44巻第6号, 日本タイ協会。
- 玉田芳史 (2008a) 「第1章 政治・行政—変革の時代を鳥瞰する—」 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』 玉田芳史・船津鶴代編, アジア経済研究所。
- 玉田芳史 (2008b) 「これからどうなるタイの政治」 『現代タイ動向 2006-2008』 日本タイ協会編, めこん。
- 玉田芳史 (2008c) 「第2章 選挙制度の改革」 『タイ政治・行政の変革 1991-2006年』 玉田芳史・船津鶴代編, アジア経済研究所。
- 玉田芳史 (2006) 「第4章 タイ政治の民主化と改革」 『民主化とナショナリズムの現地点』 ミネルヴァ書房。
- 玉田芳史 (2003) 『民主化の虚像と実像 タイ現在政治変動のメカニズム』 京都大学出版会。
- 玉田芳史 (1996) 「タイのナショナリズムと国民形成」 『東南アジア研究』 34巻1号, 京都大学東南アジア研究センター。
- 外山文子 (2013a) 「タイにおける汚職の創造—法規定と政治家批判—」 『東南アジア研究』 51巻1号, 京都大学東南アジア研究センター。
- 外山文子 (2013b) 「タイ憲法における「国の基本政策方針」の政治的意味」 『アジア・アフリカ地域研究』 第12-2号, 京都大学大学院アジア・アフリカ研究科。
- トンチャイ・ウィニッチャクン (2003) 『地図が作ったタイ』 石井米雄訳, 明石書店。
- ニック・ノスティック (2014) 『赤 vs 黄 第2部 政治に目覚めたタイ』 大野浩訳, メコン。
- ニック・ノスティック (2012) 『赤 vs 黄 タイのアイデンティティ・クライシス』 大野浩訳, メコン。
- 服部民夫・船津鶴代 (2002) 「アジアにおける中間層の生成とその特色」 服部民夫・船津鶴代・鳥居高編 『アジア中間層の生成と特質』。
- パースック・ボンバイチット, クリス・ベーカー 2006年 『タイ国—近現代の経済と政治—』 北原淳・野崎明監訳, 刀水書房。

- マイケル・エドワーズ (2008) 『「市民社会」とは何か 21世紀のより善い世界を求めて』堀内一史訳 麗澤大学出版社。
- 船津鶴代 (2008) 「国家と教育—タイの教育改革と「市民社会」」『現代アジア研究 2 市民社会アジア政経学会監修』竹中千春・高橋伸夫・山本信人編, 慶應義塾大学出版会。
- 三重野文晴・布田功治 (2011) 「2000年代タイの経済構造 成長メカニズム, 資金フロー, 分配の変容」『タイ国情報』第45巻第4号, 日本タイ協会。
- 水上祐二 (2010) 「「赤シャツ」の組織とメディア」『所報』577号バンコク日本人商工会議所。
- 村嶋英治 (2008) 「現地レポート: 9.19クーデタ」『現代タイ動向 2006-2008』, 日本タイ協会編, めこん。
- 村嶋英治 (2009) 「タクシン支持赤シャツ UDD 派の大攻勢 パタヤー ASEAN サミットの流会 2009年3月—4月のタイの大政争」『タイ国情報』第43巻第3号, 日本タイ協会。
- 村嶋英治 (2010) 「2010年3月—5月赤シャツ派 (UDD) のバンコク市街占拠闘争: 準備された政変・革命の挫折」『タイ国情報』第44巻第3号, 日本タイ協会。
- 山本博史 (2016) 「政治経済学からみた中国と ASEAN 関係」『新・アジア経済論』, 文真堂。
- 山本博史 (2012) 「第6章 タイ—市民社会への模索と民主主義の苦悩」中田潤編著『茨城大学推進研究プロジェクト報告書 市民社会の可能性と限界 理論と欧亜6カ国の実証分析』。

- Anek Laothamathas. (1992) *Business Associations and the New Political Economy of Thailand: From bureaucratic Polity to Liberal Corporatism*, Boulder, Westview Press.
- Giles Ji Ungpakorn. (2007) *A Coup for the Rich: Thailand's Political Crisis*, Bangkok, Workers Democracy Publishing.
- Handley M. Paul. (2006) *The King never smiles*, Yale University Press.
- Noriyuki Suzuki and Keeratiporn Sritanyarat. (2008) "The Study of Village Civil Society (Prachakhom) as the Foundation for the Emergence of Civil Society Movement and Development in Northeast Thailand", *Civil Society Movement and Development in Northeast Thailand*, ed. by Noriyuki Suzuki and Somsak Srisontisuk, Khon Kaen, Printing House of Khon Kaen University.
- Pasuk Phongpaichit and Sungsit Piriyarangsarn. (1994) *Corruption and Democracy in Thailand*, Chiang Mai, Silkworm Books.
- Riggs, Fred W. (1966) *Thailand: The Modernization of a Bureaucratic Polity*, Honolulu, East-West Center Press.
- Streckfuss, David. (2011) *Truth on Trial in Thailand: Defamation, Treason, and Lèse-Majesté*, New York, Routledge.
- Surin, Maisrikrod. (1997) "The Making of Thai Democracy: A Study of Political Alliances Among the State, the Capitalists, and the Middle Class", in *Democratization in Southeast and East Asia*, ed. by Anek Laothamathas, Chiang Mai, Silkworm Books.
- Tongchai Winichakul (1994) *Siam Mapped*, Chiang Mai, Silkworm Books.

#### タイ語

- アネーク・ラオタマラット (2009) (初版1994年) 『ソーンナカラ・プラチャーティパタイ (2都の民主主義)』コップファイ出版。
- カシアン・テチャピーラ (2008) 『ターンプレン・レ・ボンナム (岐路と有刺鉄線)』マティション出版。
- クリス・ベーカー, パースック・ポンパイチット (2014) 『プラワッティサート・タイ・ルアム・サマイ (タイの歴史)』マティション出版。
- サネー・チャームリック (2006) 『カーンムアン・タイ・カップ・パタナーカーン・ラッタタマヌーン

- (タイ政治と憲法の発展)』第3版, 社会科学人文科学教科書計画財団。
- ソムチャーイ・ブリーチャーシンラバクン 「ムラ・トゥラカーン・ベン・ヤイ, カムヌウト・レ・ク  
ワーム・ブリックパン・コーン・カーンムアン・チューン・トゥラカーン (司法が大きな権力となった  
時, 司法主導政治の誕生と変容)」『プラチャータイ, オンライン (2016年4月25日)』 [http://www.  
prachatai.com](http://www.prachatai.com)。
- ソムラック・チャットクラブアンポン (2015) 『カーター・サーン・ティー・カオロップ (尊敬いたしま  
する裁判所様)』 マティチョン出版。
- タクシン・チナワット (2009) 『コンタイ・ハーイ・チョン (タイ人は貧困を免れる)』 タバタック出版。
- タハーン・デック (サンチャイ・ブントリサワット) (1978) 『タハーン・パティワット・タマイ (軍はな  
ぜクーデターを起こすのか)』 チャーン・ピム・ペチャラット出版。
- ネートダーオ・タオタウイン (2013) 「カーンポリポーク・レ・カーンカックカン・アタラック・チョナ  
ボット・コーン・チョンチャンクラーン・ナイ・ムアン (都市中間層におけるタイ田舎特性の消費と監  
禁)」『同じ空 (ファー・ディアオカン)』 第11巻3号 (10-12月) 12-29頁。
- ピヤブット・セーンカノッククン (2007) 『ブララーチャムナート・オンカモントリー・レ・プーミー  
バーラミー・ノーク・ラッタタマヌーン (王権, 枢密顧問官と憲法外の権勢者)』 OPENBOOKS 出版。
- ブラチャク・コーンキラティ (2016) 「ラオ・ジャ・パイ・ナイ 5, カーンサターパナー・アムナートマ  
イ・コーン・コーンタップ (我々はどこに行くのか軍による新権力の創造)」『プラチャータイ, オンラ  
イン (2016年4月27日)』 <http://www.prachatai.com>。